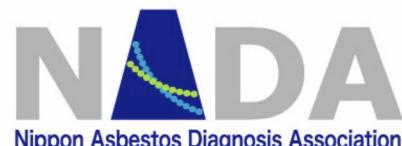


## 「網羅的な事前調査について」



一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会

1

### 網羅的調査とは

解体等の建築物におけるすべての使用建材について、アスベスト使用建材か、否か記録し、報告することである。

特記仕様書記載事項、仕上表に書かれている建材情報を現地にての確認を行うには部屋（空間）毎に管理することが見落としを防ぐことになる。

下地から仕上げ材まで、接着剤なども含め確認作業を行い、同一建材をグルーピングし、判断をしなければならない。

決して含有しているアスベスト建材を、想定し探しにいくのではない。

3

### 協会(NADA)の紹介

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会(以下「NADA」とする。)は、前身が平成20年に発足した団体で、アスベストによる新たな被害を発生させないことを目的として活動しています。

現在、一般社団法人JATI協会が認定するアスベスト診断士並び建築物石綿含有建材調査者など約430名からなる組織で、日頃からアスベスト含有建材の有無の調査に関する知識の向上を図るべく研鑽を積んでいます。

その上で、一定の力量が認められた者に対して、アスベスト含有建材の調査・診断に関するNADA登録者として認定しております。平成26年に出された厚生労働省の通達基発O423第7号において、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者として「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が示されています。

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会

2

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止  
対策徹底マニュアル（以降、マニュアルという。）85~86頁

### 事前調査が不要となる場合

事前調査は大法防、石綿則のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行った際に実施することが義務付けられている。

ただし、以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。

(ア)除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外しが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷されるおそれのない作業。

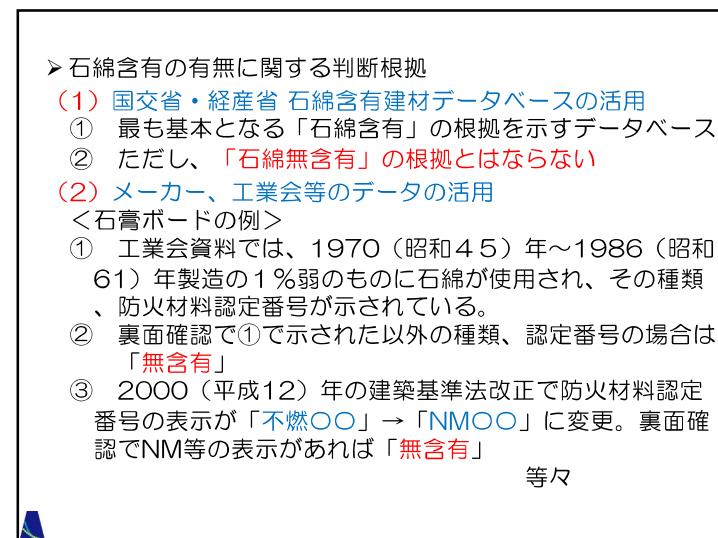
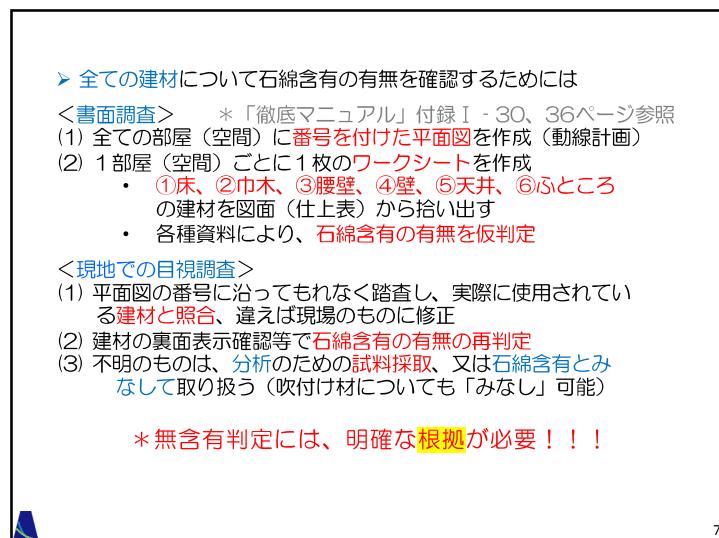
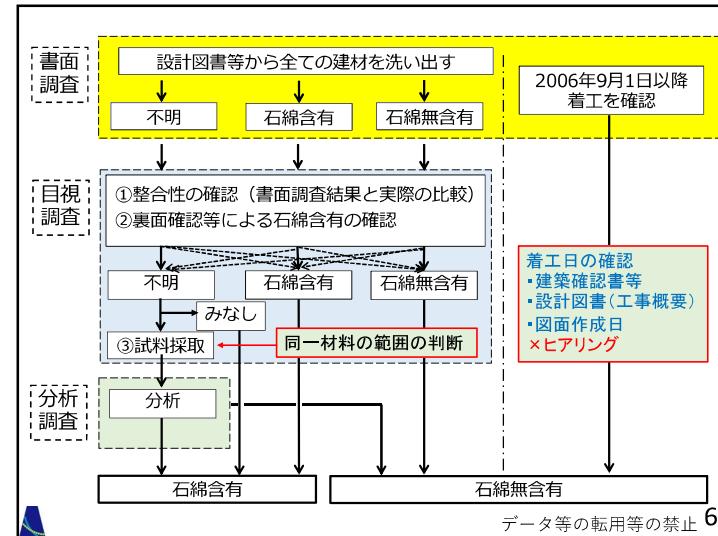
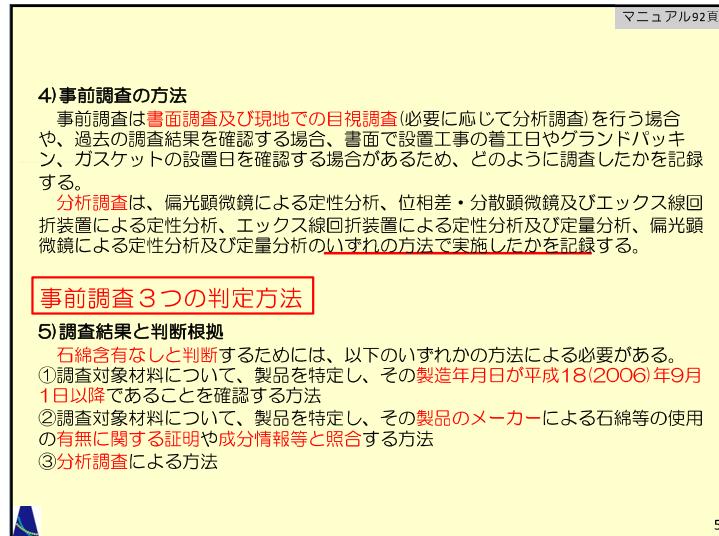
(イ)釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ)既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去はず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ)国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された~~a~~から~~b~~までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された~~c~~及び~~d~~の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された~~e~~及び~~f~~の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された~~g~~の船舶の解体・改修等の作業。~~a~~から~~g~~の法律等に関してはマニュアル86頁を参照のこと。

4



令和8年1月から動き出す工作物調査者との関連は？

令和2年厚労省告示第278号・令和2年環境省告示第77号  
**特定工作物**：石綿等が使用されているおそれが高いものとして  
厚生労働大臣・環境大臣が定めるもの

1. 反応槽
2. 加熱炉
3. ポイラー及び圧力容器
4. 配管設備（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
5. 焼却設備
6. 煙突（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
7. 貯蔵設備（穀物を貯蔵する設備を除く）
8. 発電設備（太陽光及び風力発電設備を除く）
9. 変電設備
10. 配電設備
11. 送電設備（ケーブルを含む）
12. トンネルの天井板
13. プラットホームの上家
14. 遮音壁
15. 軽量盛土保護バネル
16. 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井
17. 觀光用エレベーター昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）  
(基準第328第1号令と5年3月28日)

※失書き番号は、石綿含有建材調査者・工作物調査者ともに調査可。

データ等の転用等の禁止 9

書面調査

事前調査の第1段階は書面による調査（設計図書等の調査）（以下「書面調査」という。）である。

書面調査では、

①**図面**などの画面や**聞き取り**から情報をできる限り入手し（発注者や過去の経緯をよく知る施設管理者や工事業者等の関係者に対するヒアリング等により情報を入手する）、

②それらの情報からできる限り多く、石綿の使用の有無に関する情報を読み取  
③(工事概要や建築物等に関する情報のほか、建築物等に使用されている個々の建

③現地での目視による調査（以下「現地での目視調査」という）。各効率的・効果的に実施できるよう準備を行う（得られた情報を参考しやすいやう整理する）。

書面調査は、調査対象建築物に係る情報を理解・把握することにより

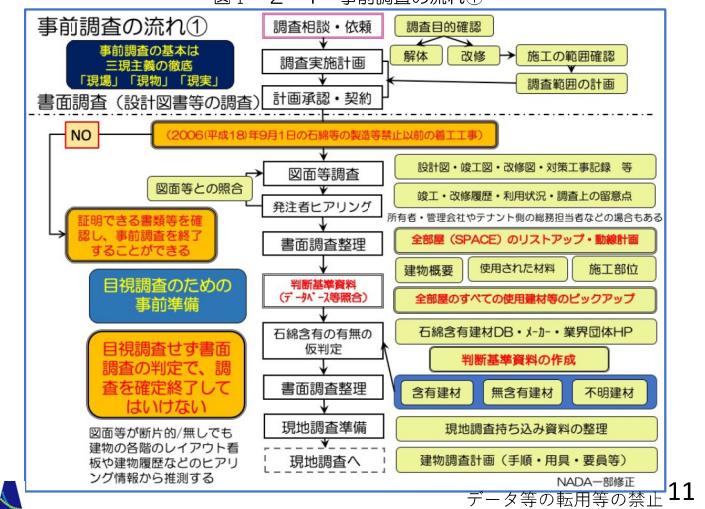
- i 現地での目視調査の効率性を高めるとともに、
- ii 石綿含有建材の把握漏れ防止につながるなど、調査の質も高めるものであり、重要な工程である。

これらの質と効率を高めるには、建築や建材などの知識が重要である。

書面調査の流れは図 I-2-1 のとおりである。

10

図 I-2-1 事前調査の流れ①



### 登注者等からの情報の入手

#### ア 登注者等が保有する資料の提供依頼

発注者等に対し、設計図書、過去の維持管理のための調査記録や改造補修時の記録などの提供を依頼する。発注者は建築や石綿に詳しくないことが多いため

の、

- ①ヒアリング相手方として管理担当者など詳しい者を要望したり、
- ②必要な書面の具体例を挙げたり（例：設計図は「確認申請書」「確認済証」という用語を採用する）、
- ③書面の重要性を説明して理解を求める、などするとよい。

登注者等に提出依存を顧慮する主な画面等の種類は以下のとおり

(ア) 設計図書・竣工図書等

建築施工中に設計内容を変更する事が多くあるため、竣工図があるなら竣工図を確認するとよい。また、新築時以外にも、増築、改築、修繕、模様替え、用途変更等の際の図面も入手する。

- ・意匠図（特記仕様書、内外装什上表、配置図、平面図（防火区画の確認）、立面図、断面図、天井伏図、平面詳細図、断面詳細図、矩計図、各種詳細図、什器備品関連図）
  - ・構造図
  - ・設備図（各図面に特記仕様書が付いている）
    - (イ) 過去の石縫含有建材の調査記録
    - (ウ) 過去に石縫含有建材を処理（除去、封じ込め、囲い込みなど）した履歴
    - (エ) 機械設備の分解、廃棄が解体工事に含まれる場合は、用途等の情報
    - (オ) 取付け材などの劣化状況の調査情報

1

### イ 発注者等関係者からのヒアリング

発注者等に対し、上記アの資料の提供のほか、以下の事項を確認し、聞き取った内容を**メモ等に残す**。

#### (ア) 建築物等の用途

上記アの資料により確認できる情報のほか、建築物等がどのような**用途**であったかを確認する。用途から、**必要性能**（耐火性、防音性、断熱性・保満性、等）の**情報を得る**ことができる。また、**過去の用途の変遷から過去の改修履歴（増改築・改修の確認）**を、逆に過去の改修履歴から過去の用途を推測できる。

#### (イ) 事前調査の範囲の確認

事前調査の範囲は、調査後行われる予定の工事の目的・内容に照らし、必要十分なものとなるよう発注者等と十分相談の上、確定する。

#### (ウ) 事前調査の実務上の制約の確認（温潤・破壊・復旧等）

発注者に対し、事前調査の実施に当たって、

①壁の内部の確認や建材の取り外し、

②点検口のない天井の破壊等、

③粉じん飛散抑制剤の散布の可否、

④分析試料採取のための壁等の破壊の可否、

⑤事前調査のための破壊後の復旧の程度、などについて確認する。

さらに、現地での目視調査の際の建築物等の使用・利用状況を確認し、建築物等が使用中の場合は、調査対象室における**使用者・利用者の在室状況**及び調査のために**入室できる時期**等を確認する。なお、工事対象箇所（壁等の内部を含む）を織羅できない場合は、施工までに再度調査が必要である。

#### (エ) その他

調査の日時、報告書提出期限、報告書に記載すべき内容の確認を行う。その際、現地での自視調査時の立会人（管理者等）が上記（ア）～（ウ）のヒアリング対象者と異なる場合は、立会人との日程調整等も行う。

13

### 石綿含有の有無の仮判定

個々の建材の石綿含有の有無の判断には、**I 建材の特徴**（商品名等）と、**II 当該建材の石綿含有情報との照合**、が必要である。データベースやメーカー情報等と照合しつつ、石綿含有の有無の**仮判定**（想定）を行う。

#### (ア) 建材の製造時期や材質による判定

石綿の製造・使用等の禁止（平成18（2006）年9月1日）以降に着工した建築物・工作物（又はその部分）は、原則として**石綿含有なし**と判断できる。

また、例えば、ガラス、金属、木材に石綿が含有していることはないが、これらに石綿が付着していることがあるので注意を要する。

#### (イ) 石綿（アスベスト）含有建材データベースによる判定

国土交通省及び経済産業省が公表しているデータベースは、建材メーカーや加工メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を検索できる。ただし、データベースには、すべての石綿含有建材が掲載されているものではないことから、データベースに存在しないことを以て石綿含有なしの証明にすることはできない。

#### 参考 データベース利用の留意点 <https://www.asbestos-database.jp/>

- データベースの利用には、主に以下の留意点があるため、よく理解して活用すること。
- 完全な情報整備ができていないため、実際に存在する石綿含有建材を検索できない場合があること
- 建材の名称やメーカー名などは、正式名称を入力しないと検索できない場合もあること
- 最新のウェブ版を使用すること（古いダウンロード版は使用禁止）。

#### 留意点 不燃番号について

データベースでは不燃番号等により検索できるが、一般に同じ不燃番号でも複数の商品があり、石綿含有製品と石綿含有なし製品の両方がありうる。このため、少なくとも石綿含有の有無を判断するには、商品を指定する必要がある。

15

### 情報の読み取り・活用

発注者等より入手した設計図書、過去の調査記録、ヒアリング内容等から、次のア～エのとおり情報の読み取り等を行うとともに、オのとおり現地での目視調査の準備を行う。

#### ア 建築物の概要の把握

木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造などの構造、階数、耐火建築物・準耐火建築物か否か、部屋数等のフロアの概観、豊穴区画や煙突があるか否かなど、建築物の概要を把握する。また、工事に着工した年月、増築・改築・改修の有無と年月日及び用途変更を伴うものか等を確認する。

#### イ 個々の建材情報の把握

建築物等に使用されている建材の種類等の確認を行う。

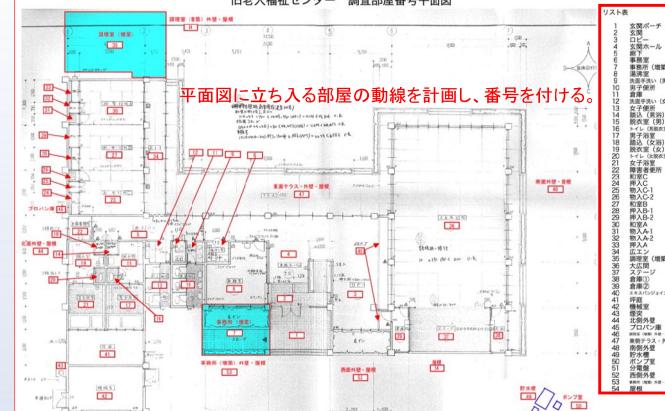
#### ウ 過去の石綿含有分析の結果

- 石綿含有無しの判定として使う場合は、特に次の点を確認する。
- 分析の対象とした石綿がクリソチル等の**6種類**すべてであること
  - 石綿の含有なしの判定が**0.1%以下**の基準でなされていること
  - 同一と考えられる**建材の範囲**の判断が適切であること

14

### 実践!! 部屋番号で管理し動線計画を立てる！

旧老人福祉センター 調査部屋番号平面図



(各室・各部位毎に漏れのない確認をする)

網羅的に全ての建材を調査！

データ等の転用等の禁止

16

動線計画の意味は、部屋に番号をつけて**調査動線の計画**と**網羅的調査**を行なうためである。

玄関から調査のしやすい順に番号をつけるが、諸事情で多少の番号の変更もありうる。この建築物が調査時に使用中である場合、管理者の都合、施設利用者の都合により動線は入れ替わる場合がある。調査順は右サイドの部屋リスト表にて管理する。

調査単位は基本的には仕上げ表の部屋分けに準じる必要があるが、場合によっては部屋内に仕上げ建材が貼り分けてある場合がある。

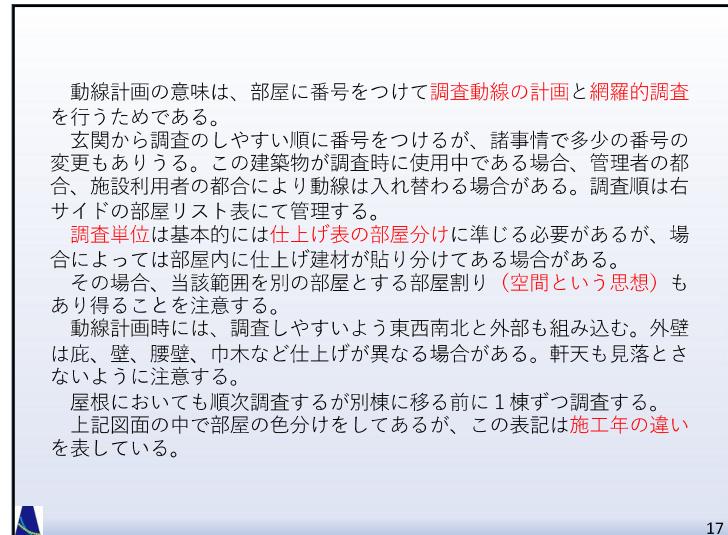
その場合、当該範囲を別の部屋とする部屋割り（空間という思想）もあり得ることを注意する。

動線計画時には、調査しやすいよう東西南北と外部も組み込む。外壁は庇、壁、腰壁、巾木など仕上げが異なる場合がある。軒天も見落とさないように注意する。

屋根においても順次調査するが別棟に移る前に1棟ずつ調査する。

上記図面のうち部屋の色分けをしてあるが、この表記は施工年の違いを表している。

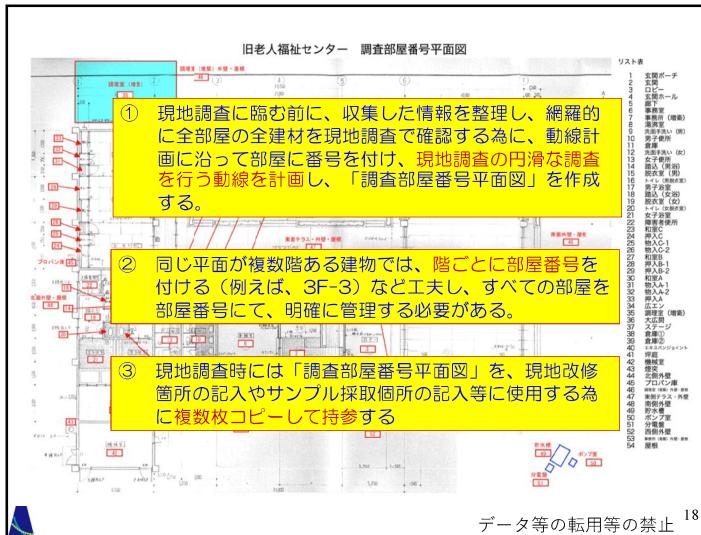
17



# 実践!! 万能の調査メモ！『整合性の確認表』 目視調査時の現場メモ

調査箇所の漏れを防止する観点から、調査した箇所を写真や図面その他の書類に記録していく、調査の終了時に漏がないか確認する。  
なむ工事の進捗後でなければ調査の難い箇所についても現場メモに明記する。

10



データ等の転用等の禁止

実践!!部屋番号に合わせ整合性の確認表を作成

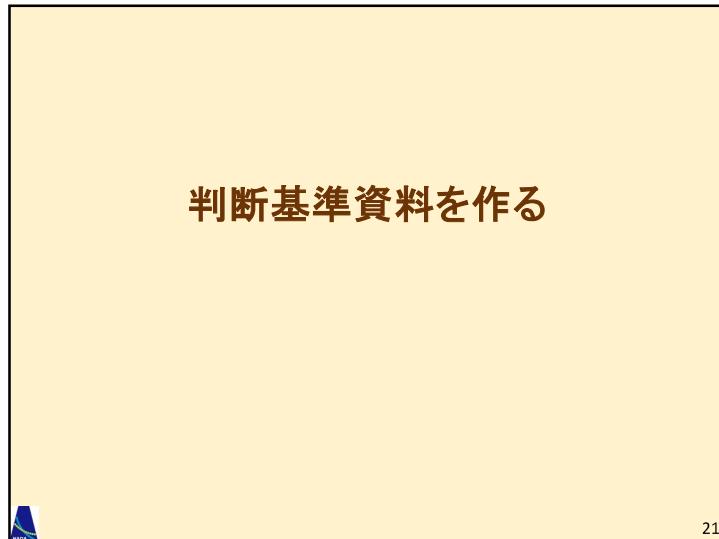
#### ○整合性の確認表(ワークシート)(部屋ごとに準備)

網羅的に全ての建材を調査

1

## 判断基準資料を作る

21



「石綿(アスベスト)含有建材データベース」

データベースに石綿含有なしの建材は登録されていない

データベースに存在しないことを以て、石綿無しの証明にならない

登録されている建材情報の更新について

本データベースは、建材メーカーからの申告等に基づき、新たな情報が得られた時に更新する場合があります。

なお、「石綿(アスベスト)含有建材データベース2014（平成26）年2月版」は、2014（平成26）年1月時点で収集したデータを基に作成しております。

「石綿(アスベスト)含有建材データベース2014（平成26）年2月版」の更新から、「2013（平成25）年2月版」を基とした建材情報の変更（修正・削除・追加）履歴を公表していくことになりました。2013（平成25）年2月版から2014（平成26）年2月版へ更新した際に変更した登録建材情報の内容は、トップページの「更新履歴」の「2013（平成25）年2月版から2014（平成26）年2月版の変更内容」にて公表しています。

なお、2013（平成25）年2月版以前にも、建材情報の変更は行われてきており、その間の変更については、検索結果「石綿(アスベスト)含有建材個別情報」に記載のある相談窓口へお問合せください。

23

**実践!! 石綿（アスベスト）含有建材データベースを活用！**



「国土交通省・経産省石綿建材」データベース

NKボード

検索結果商品名一覧

件数:20件(合計件)

商品名	規格	種別	主成分	寸法	形状	耐熱性	マーカー	新規登録	名前登録
瓦屋根材、上質 瓦屋根材(セメント瓦)	セメント瓦	瓦屋根材	セメント	1枚	ブロック	耐熱性	日光成(株)		新規登録
DIY樹脂瓦(瓦形)	DIY樹脂瓦	瓦屋根材	セメント	1枚	ブロック	耐熱性	日光成(株)		新規登録
FAW-RDA	FAW-RDA	瓦屋根材	セメント	1枚	ブロック	耐熱性	日本セメント瓦工 業(株)	1984~2003	新規登録
FAW-RDA	FAW-RDA	瓦屋根材	セメント	1枚	ブロック	耐熱性	日本セメント瓦工 業(株)	1978~1989	新規登録
NFRボード	NFRボード	合板	セメント	1枚	板	耐熱性	日本セメント瓦工 業(株)	1983~1993	新規登録
NKボード	NKボード	合板	セメント	1枚	板	耐熱性	日光成(株)	1975~1977	新規登録

検索結果商品名一覧

件数:20件(合計件)

建設用マーカー一覧

製造時のメーカー・現在の  
メーカーが表示される

クリックする上

性質・寸法・形状  
含有建材の特徴  
主な施工部位使われ方。

判断基準資料の作り方(関連情報)	
石綿含有建材情報	<a href="https://asbestos-database.jp/kenzai/containing/">https://asbestos-database.jp/kenzai/containing/</a>
建材の関連資料一覧 データベースに登録された名称	
▶ 石綿含有スレートボード・フレキ	▶ 石綿含有スレートボード・平板
▶ 石綿含有スレートボード・軟質板シルブル	▶ 石綿含有スレートボード・軟質板シルブル
▶ 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル	▶ 石綿含有スレートボード・その他
▶ 石綿含有スラグセッコウ板	▶ 石綿含有スラグセッコウ板
▶ 石綿含有パルプセメント板	▶ 石綿含有押出成形セメント板
▶ 石綿含有ロックウール吸音天井板	▶ 石綿含有せっこうボード
▶ 石綿含有その他バネル・ボード	▶ 石綿含有壁紙
▶ 石綿含有ビニール床シート	▶ 石綿含有リフトウ木
▶ 石綿含有ルーフィング	▶ 石綿含有商業系サイディング
▶ 石綿含有スレート波板・大波	▶ 石綿含有スレート波板・小波
▶ 石綿セメント管	▶ 石綿セメント円筒
▶ 石綿発泡体	▶ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
▶ 石綿含有吹付けロックウール	▶ 吹付け石綿
	▶ 湿式石綿含有吹付け材

判断基準資料の作り方																			
(建材の関連資料一覧の確認)																			
<p><b>石綿（アスペスト）含有建材の特徴</b></p> <table border="1"> <tr> <td>建 材 名（一般名）</td> <td>石綿耐熱セメント瓦、セメント瓦、セメント瓦等</td> </tr> <tr> <td>規 格</td> <td>JIS A 5450</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・JIS A 5450 硬質セメントアスベスト（セメントカルクルム版）</td> </tr> </table> <p><b>特徴説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見：白色、灰色など。</li> <li>・表面：滑らかで、手触りが柔らかい。</li> <li>・断面の内部の外見：タイル状（エンドカット）、半透明感を帯びてより柔軟的なデザインがある。</li> <li>・大きさ：セメントカルクルム版は長方形で、表面に二重シート、裏面に瓦頭、側面端部などを加工した平らな板状である。</li> </ul> <p><b>寸法（選択用）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 (mm)</th> <th>幅 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>標準寸法 919×1230</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>標準寸法 919×2430</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>標準寸法 919×2730</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>OJ会議室、床材、壁材など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見：白色、灰色など。</li> <li>・表面：滑らかで、手触りが柔らかい。</li> <li>・断面の内部の外見：タイル状（エンドカット）、半透明感を帯びてより柔軟的なデザインがある。</li> <li>・大きさ：セメントカルクルム版は長方形で、表面に二重シート、裏面に瓦頭、側面端部などを加工して切削されている。</li> <li>・外見：斜めに切削されていて、OJ会議室、床材などの形態にして加工されている。</li> <li>・外見：斜めに切削されていて、OJ会議室、床材などの形態にして加工されている。</li> </ul> <p><b>施工上</b></p>  		建 材 名（一般名）	石綿耐熱セメント瓦、セメント瓦、セメント瓦等	規 格	JIS A 5450	・JIS A 5450 硬質セメントアスベスト（セメントカルクルム版）		幅 (mm)	幅 (mm)	5	標準寸法 919×1230	6	標準寸法 919×2430	8	標準寸法 919×2730	10		12	
建 材 名（一般名）	石綿耐熱セメント瓦、セメント瓦、セメント瓦等																		
規 格	JIS A 5450																		
・JIS A 5450 硬質セメントアスベスト（セメントカルクルム版）																			
幅 (mm)	幅 (mm)																		
5	標準寸法 919×1230																		
6	標準寸法 919×2430																		
8	標準寸法 919×2730																		
10																			
12																			
<p><b>石綿（アスペスト）含有建材の特徴</b></p> <table border="1"> <tr> <td>建 材 名（一般名）</td> <td>石綿耐熱セメントシート</td> </tr> <tr> <td>規 格</td> <td>（通 動）</td> </tr> </table> <p><b>寸法説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造年数：100 年である。（毎々の商品の寿命が比較的短く、長いもので 10 年程度である。）</li> <li>・製造年数は、100 年である。</li> </ul> <p><b>特徴説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見：白色、灰色など。</li> <li>・表面：滑らかで、手触りが柔らかい。</li> <li>・寸法（マーク一二三によって幅・奥行き）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 (mm)</th> <th>奥行き (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0</td> <td>標準寸法 1830×3000</td> </tr> <tr> <td>3.8</td> <td>標準寸法 1830×3600</td> </tr> </tbody> </table> <p>OJ会議室、床材など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見：白色、灰色など。</li> <li>・表面：滑らかで、手触りが柔らかい。</li> <li>・寸法（マーク一二三によって幅・奥行き）</li> </ul> <p><b>施工上</b></p>		建 材 名（一般名）	石綿耐熱セメントシート	規 格	（通 動）	幅 (mm)	奥行き (mm)	3.0	標準寸法 1830×3000	3.8	標準寸法 1830×3600								
建 材 名（一般名）	石綿耐熱セメントシート																		
規 格	（通 動）																		
幅 (mm)	奥行き (mm)																		
3.0	標準寸法 1830×3000																		
3.8	標準寸法 1830×3600																		

(関連工業会等の確認)

本データベースに登録されている以外のその他アスベスト含有建材の関連情報

接着剤、塗料及び建築用土木素材について

接着剤、塗料及び建築用土木素材については、過去に石綿（アスベスト）を含有する製品が製造・出荷されたことが、関係団体のホームページで公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

▶ 日本接着剤工業会

▶ 一般社団法人日本塗料工業会

▶ 日本建築土木工業会

石青ボード、壁紙、アスファルト防水材・耐材について

石青ボード、壁紙、アスファルト防水材・耐材については、過去に石綿（アスベスト）を含有する製品が製造・出荷されたこと及び新規有効性製品の製造・出荷に関する情報を、関係団体のホームページで公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

▶ 一般社団法人日本石青ボード工業会

▶ 一般社団法人 日本壁紙協会

▶ 一般社団法人 日本防水材・アスファルト防水部会

その他のアスベスト含有製品の情報

ユニットバス、システムキッチン、水栓器具などについて

ユニットバス、システムキッチン、水栓器具などについては、石綿（アスベスト）含有建材データベースではないものの、石綿（アスベスト）を含有している場合があり、実際の商品名を記して実際に配信を致します。経済産業省では、2009年、石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査を実施され、その結果が毎経済産業省のホームページに公表されていますので、次のホームページをご参照下さい。

▶ 実態把握調査 結果による開拓商品一覧 対象商品データ 石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査

実態等について

実態等（既存生産者等によるデータ）、半期、実態等の更新等によりについても、石綿（アスベスト）含有建材データベースの登録ではないものの、石綿（アスベスト）を含有している場合はあります。既存の情報等を記して実際に配信を致します。これらは情報は、各商品メーカーのホームページで公表されていることがありますので、ご確認ください。

(参考) 建材に石綿（アスベスト）を必要としない建材についても実施しています。  
(例) ガラス、金剛製品等

## 判断基準資料の作成

目で見るアスベスト建材（第2版）より

### アスベスト含有建材と製造時期

石綿障害 予防規制区分	種類 (施工部位)	No.	建材の種類	製造時期	石綿障害 予防規制区分	種類 (施工部位)	No.	建材の種類	製造時期
吹付け材	吹付け材	①	吹付け石綿	1956~1975	内装材 (壁、天井)	内装材 (壁、天井)	②	石綿含有吹付けローカルシーム	1960~2004
		②	石綿含有吹付けローカルシーム	1961~1987					
		③	混式含有吹付け材	1970~1989					
		④	石綿含有吹付けハイキュウ タイト	~1988					
		⑤	石綿含有吹付けハイライト	~1989					
		⑥	石綿含有吹付けハイロード	~1989					
保溫材	保溫材	⑦	石綿含有いさご土保溫材	~1980	外装材 (壁、屋仕切)	外装材 (壁、屋仕切)	⑧	石綿含有壁紙	1968~1991
		⑧	石綿含有いさごカーリングム	~1980					
		⑨	保溫材	~1980					
		⑩	石綿含有ハイキュウタイト保 溫材	~1980					
		⑪	石綿含有ハイロード保溫材	~1980					
		⑫	石綿含有ハイロード保溫材	~1980					
耐火被覆 材	耐火被覆 材	⑬	石綿含有いさご土保溫材	1963~1997	床根材	床根材	⑭	石綿含有ビニールシート	1952~1987
		⑭	石綿含有耐火被覆板	1966~1983					
		⑮	屋頂用折板石綿断熱材	~1989					
		⑯	煙突用石綿断熱材	~2004					
		⑰	内装材 (壁、天井)	~2004					
		⑱	内装材 (壁、天井)	~2004					
その他アス ベスト含有建 材(成形板等)	その他アス ベスト含有建 材(成形板等)	⑲	石綿含有スリートボード・フレ キシブル板	1952~2004	外装材 (外壁、屋天)	外装材 (外壁、屋天)	⑳	石綿含有スリートボード・フレ キシブル板	1952~2004
		⑳	石綿含有スリートボード・平板	1931~2004					
		㉑	石綿含有スリートボード・軟質	1938~2004					
		㉒	板	1938~2004					
		㉓	石綿含有スリートボード・軟質	1971~2004					
		㉔	板	1973~2004					
㉕	石綿含有スリートボード・その 他の	1953~2004	㉖	石綿含有スリートボード・フレ キシブル・フジング	1937~1997				
㉖	石綿含有スリートボード・その 他の	1978~2003	㉗	外装材	1937~2004				
㉗	石綿含有スリートボード・その 他の	1978~2003	㉘	設備配管	~1985				
㉘	石綿含有スリートボード・その 他の	1978~2003	㉙	石綿含有パルプセメント板	1973~2001				

## 団体・メーカー資料による判定

建材の石綿含有の有無に関するメーカー情報等としては、建材メーカーが自社のウェブサイトにおいて情報を公開しているか、個別の問い合わせに回答していることがある。

一般名	製品名	有無							
耐候性	耐候性	○	○	○	○	○	○	○	○
内装材	内装材	△	△	△	△	△	△	△	△
外装材	外装材	△	△	△	△	△	△	△	△
屋根材	屋根材	△	△	△	△	△	△	△	△
床根材	床根材	△	△	△	△	△	△	△	△
内装用隔離材	内装用隔離材	△	△	△	△	△	△	△	△
耐候用隔離材	耐候用隔離材	△	△	△	△	△	△	△	△
耐火材	耐火材	△	△	△	△	△	△	△	△
保溫材	保溫材	△	△	△	△	△	△	△	△
耐火被覆材	耐火被覆材	△	△	△	△	△	△	△	△
断熱材	断熱材	△	△	△	△	△	△	△	△
その他アス ベスト含有建 材(成形板等)	その他アス ベスト含有建 材(成形板等)	△	△	△	△	△	△	△	△

図 I - 2 - 2 (株)エーアンドエーマテリアルの製品への石綿含有の有無の公表表

30

## 過去に実施された調査結果による判定

過去に行われた石綿含有建材の調査結果を使用して判定する際の留意事項は以下のとおり。なお、過去に調査された後に、改造、補修された箇所がある場合は、その記録についても確認し、調査対象の建材を確認する。

### i 石綿ありの判定

過去に「石綿含有」と判断された建材は、改造、補修で除去された履歴があれば、石綿ありと判定する。

### ii 石綿なしの判定

石綿含有なしと判断する場合には、以下の事項に留意して慎重に判定する。

- 分析で判定した石綿の種類
- 含有率（なし判断については含有率が0.1%以下と判定しているか、6種類すべての石綿を対象に分析しているか確認。）
- 調査対象建材について同一建材と判断する範囲（裏面情報や採取した試料の結果により、どこまでの建材を同一と判断して石綿含有なしとするか）
- 当該過去の調査範囲（具体的な調査範囲について記録がない場合は、調査範囲（過去の他人の判断）が判らない為石綿含有なしの判断には直接使えない。）

31

## 書面調査結果の整理と現地での目視調査の準備

書面調査で得られた情報については、現地での目視調査において効果的に活用できるよう、整理する必要がある。具体的には、目視調査の作業用資料として、

- 現場で、迅速・簡易に情報を記入できるもの
- 現場で、調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの
- 現場で、調査箇所に漏れがないことを確認しやすいものとなるよう留意しつつ、書面調査で把握できた建材をリストにまとめる。

また、作成した建材のリストや、発注者等関係者からヒアリングした内容をもとに、次のような事項について調査実施計画の策定を行う。

- 動線計画（同じタイプの部屋でも改修されていることがあるので、それぞれの部屋を確認する目視調査計画とすることが必要）
- 入室可能時間
- 特に大きな建築物の場合は、建材確認、裏面表示確認、試料採取などの実施順序・流れ
- 発注者との相談予定日時、立会いがない場合の調査当日の連絡先（みなしか、分析かの選択の相談などの確認方法）



32

### 非含有建材と無含有建材

## 非含有建材の定義の確認

石綿データベース、「当サイトについて」の最下段に参考として原材料に石綿(アスベスト)を必要としない建材が記されており、下線部分をクリックすると下記の情報が出てくる。これらの建材が非含有建材である。

・合成高分子系ルーフィングシート (JIS A 6008該当品)	・付け付け用アクリルフォーム断熱材 ・フェノール樹脂マニラ板 ・耐水性セメントマニラ板 ・高吸湿性マニラ板 ・PPR(ガラス繊維強化プラスチック) ・耐候性化ビニール等	・地盤改良材 ・ガラス織維強セメント(GRC) ・半蔵 ・観光障害者用誘導ブロック ・車止めブロック ・境界ブロック
・保温防水シート	・樹脂サイディング ・木質系セメント板 ・PVCタイル ・耐衝撃性ゴム遮熱屋根板 (V-Sボード) ・遮熱紙 (ペードドート) ・エンジニアリングボード (MDF) ・パーティクルボード	・U型蓄 ・直形測溝 ・階段ブロック ・L形ブロック ・樹脂 ・空石、ブランターベンチ・ツール
・アクリル合板	・マリソン樹脂化粧板 ・樹化粧合板 ・エリエスル化粧合板 ・カーフィン化粧合板	・エコカラット (天然コルクカイルヨクルカフローリング) ・エザイバーバーケット ・複合フローリング ・防音直張りフローリング ・床暖房用フローリング ・防滑土台 ・防腐木材 ・防腐集成材 ・合板 ・集成材 ・不要道具 ・工具
・アルミニウム合板	・遮音用ガスケット (サッシ用グレインガスケット)、 ・気密ガスケット (目地ガスケット) ・遮音用絶縁材 (鞋量コンクリート材料) ・セメント	・遮音用ガスケット (サッシ用グレインガスケット)、 ・気密ガスケット (目地ガスケット) ・遮音用絶縁材 (鞋量コンクリート材料) ・セメント
・ガラススケル (吹き入用総合遮断熱材)	・ルーラー (アクリルバー (吹き入用総合遮断熱材))	
・ルーラー (アクリルバー (吹き入用総合遮断熱材))		

33

事前調査は、解体等工事の作業に係る建築物等の全ての部分について行うものであり、内装仕上材の内側や下地等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して調査を行う必要がある。目視調査の段階で当該建築物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要である。

目視調査では、次のような点がポイントとなる。

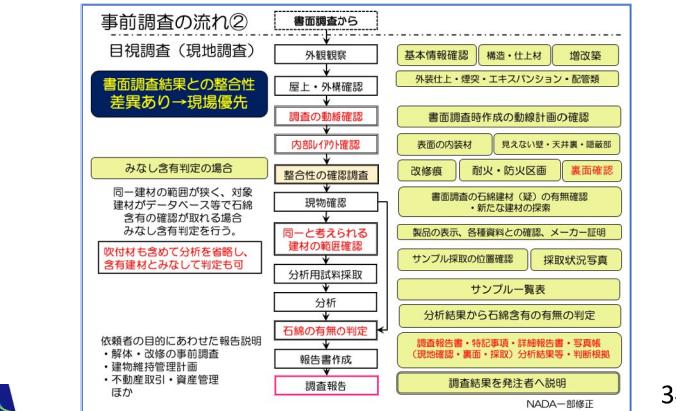
- ・内装のほか下地等の内側等の外観からでは直接確認できない部分を含め、建材の使用箇所（各部屋・各部位等）に漏れがないようにする。
    - ※ 各部屋のほか、パイプスペース、煙突、改修により遮断された空間、エレベーター昇降路 等 【各部屋の網羅】
    - ※ 床、幅木、腰壁、垂れ壁、天井、襖などに加えて、取り合い部、金属パネル裏打ち、配管貫通部 等 【各部位の網羅】
  - ・建材等の種類や石綿含有の有無等を判断する、又は石綿含有とみなす。
    - ※ 建材等の種類等を判断する（例：ロックウールかグラスウールか）
    - ※ 同一と考えられる建材の範囲を判断する（例：改修の有無）
    - ※ 建材の商品等を特定する（裏面の表示等の情報を見読み取る）
    - ※ 建材の石綿含有の有無を判断する（特定した商品等と、データベースや団体、メーカー等の石綿含有情報と照合する）
    - ※ 文書調査で既定した辞呂子等と同じであれば 改めて判断することは不

これら建材の種類や石綿含有の有無・不明の根拠等を記載し、調査結果の現場メモ（整合性の確認表などを活用）を作成する。

35

現地での目視調査

設計図書や竣工図等の書面は石綿含有建材の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また必ずしも建築物の現状を現したものとは限らないことから、書面調査の結果、必ず以て調査を終了せず、石綿の使用状況を網羅的に把握するため、原則として現地で目視調査を行うことが必要である。



34

建材情報の読み取り

成形板等の建材のうち表3-1の建材は、裏面等に表示されている情報（メーカー名・不燃認定番号・JIS番号・ロット番号・商品名・製造工場名・aマークなど）を確認し、石綿含有の有無に関する情報と照合することができる場合がある。

一方、表3-2の建材は表示の確認はできない。なお、メーカーによる石綿含有なしの証明はロット番号がわからぬと発行できない場合が多く、建材に表示されている情報を読み取る（宣誓等で記録する）ことが重要である。

スレートボード	商業系サイディング	ロックワール吸音天井板	ルーフィング
スラグセッコう板	複合金属系サイディング	壁紙	発泡体
パルプセメント板	押出成形セメント板	ビニール床タイル	不定形、液状、粉末状などの建材
けい酸カルシウム板第1種	スレート波板	ビニール床シート	耐燃品
せっこうボード	住宅屋根用化粧スレート	ソフト巾木	
パーライト板	セメント円筒		
その他パネル・ボード	セメント管		

表1-3-1 表示の確認ができる建

**注意** 昔の「無石綿」表示では石綿含有製品になることも  
労働安全衛生法令における石綿等の対象含有率は、昭和50（1975）年に石綿の重量が5%を超えるもの、平成7（1995）年に1%を超えるもの、平成18（2006）年9月に0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある建材について、平成18（2006）年9月以前に記載等された情報（裏面情報等）において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えない。

成形板等は、裏面等に表示されている情報や建材メーカー情報から確認できる場合がある。その際に、「石綿なし」の記載、「無石綿」の表示があつても、石綿含有建材とする含有率が時期により異なっているため、その表示をもって、石綿なしと判断できないことに注意する。

#### 参考 ビスの位置の探し方

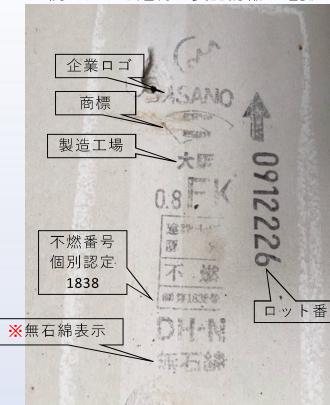
石膏ボードなどはクロスや塗料などで二重張り、三重張りで化粧されているが、発注者の意向から事前調査時にクロスを全面的には剥がせないことがある。その場合、磁石を用いることでビスの位置を確認することもできる。

37

#### 実践!! 裏面情報で石綿含有建材か否かを診断する！

##### 目視における建材の製品情報の確認

網羅的に全ての建材を調査！



##### 浅野スレートの商標

##### 裏面確認のポイント

※無石綿の表示が印刷されても現在の法律では石綿含有建材の可能性があるので、建物の竣工年・裏面の印字(JISマークの年代・あれば番号・ロット番号・不燃番号・層の年代確認)など複合検索をかける。

手ばらし調査(裏面を見るため外す)における注意点

旧JISマーク 新JISマーク

平成17(2005)年10月からの制度変更

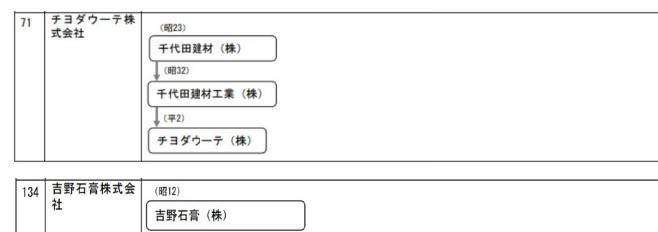
商標においては企業名不明の場合に、活用することができる。

成形板の裏面には情報が多い事がある。

※「無石綿」表示は、現行法令の無石綿とは限らない。ノンアスとゼロアス(平成24年4月以降)の違いを見切る！

38

#### 「アスベストデータベース」に関連する社名の変遷 (国交省・経産省石綿データベースより)



39

#### 石綿含有の有無の判断

現地での目視調査を踏まえ、建材の石綿含有の有無を判断する。

判断は、

①読み取った建材情報と各種情報との照合による判断、

②分析による判定、

③石綿含有みなしと取り扱うことにより行う。

石綿含有とみなす場合は、吹付け材や保温材等を作業基準の異なる成形板等や仕上塗材と扱わないよう注意が必要である。

石綿含有とみなしした場合は、当該解体等工事は石綿含有建材の除去等に該当することはもちろん、当該建材が廃棄物となった際に廃石綿等又は石綿含有産業（一般）廃棄物として扱うことになる。

40

**参考 石綿含有みなしの実際例**

建築物等に対する調査を行った結果、石綿の含有の有無が不明である場合において分析を行うが、**分析を行わずに石綿含有「みなし」とすることができる**。分析を行うかどうかについては、事業者や発注者等が選択する。  
その際、具体的には、同一と考えられる建材ごとに、主に次のような要素を踏まえて、環境負荷や石綿対策に要する費用などが**比較考量され選択**されている。

- ・再資源化の要否（安易に石綿ありとするのではなく、石綿なしを証明して再資源化すべきか）
- ・石綿ばく露・飛散防止対策や廃棄物処理に要する費用（石綿ではないと証明できた場合のコスト減少 保温材・断熱材等 > 成形板等 等）
- ・石綿の含有の可能性（可能性が低いほど分析により含有の有無を判定した方がトータルでコストが下がる場合が多い一方で、可能性が高いほどみながら効率的となる可能性がある。）

なお、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の参考資料に、建材の種類ごとに石綿が多用された年代がまとめられている。

41

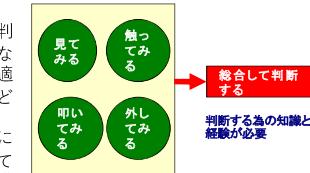
**同一と考えられる建材の範囲の判断**

同種類の製品等であっても、ある材料の分析結果や裏面情報等を以て、それとは同一と考えられない範囲の材料について石綿含有の有無の判断を行えない（別ものに判断を転用しない）（**代表性の適切な判断**）。

そのため、**同一と考えられる建材の範囲**を判断することが必要である。また、石綿含有みなし範囲を判断する場合にも、廃棄物の分別を適切に行う観点から、同一と考えられる範囲かどうか、適切に判断することが望ましい。

具体的には、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板であれば触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断を行う。

例えば、同一のフロア内・部屋内であっても、建築物等に補修・増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われるときには、それぞれの範囲ごとに別の材料として、独立して石綿の含有の有無を判断する必要がある。

**同等品 > 同商品 > 同ロット****同一と考えられる建材の範囲の判断**

石綿含有建材の可能性を考え出来る限り破断せない様に調査を行う。

42

**実践!! せっこうボードにみる判断事例！ データ等の転用等の禁止**

1)石綿含有石膏ボードの確認方法 **【産石膏ボード現場分剖算定マニュアル】(案)平成24年3月 国土交通省**  
石綿を含む石膏ボード製品が存在する。石綿含有石膏ボード製品一覧を表4-2に示す。  
①～⑨の石膏ボード製品は、ボードの厚みと裏面に表示されている製品名と防火材料認定番号から判別することが可能である。

**表4-2 石綿含有石膏ボードの対象製品と防火材料認定番号**

対象製品	製品名	有孔	防火材料認定番号	含有箇所
昭和45年(1970年)～昭和61年(1986年)に製造された一部の特殊製品(不燃積層石膏板等)	①9mm厚不燃石膏吸音ボード ②9mm厚不燃石膏積層板 ③7mm厚アスベスト石膏積層板 ④9mm厚アスベスト石膏積層板 ⑤9mm厚グラスワール石膏積層板 ⑥9mm厚不燃石膏積層板 ⑦7mm厚不燃アスベスト石膏積層板 ⑧15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード※1 ⑨12mm厚化粧石膏板※2	有孔 有孔 表面紙 表面紙 表面紙 表面紙 表面紙 表面紙 表面紙 表面紙	第2006号、第2019号 第2014号、第2010号 第1012号 第1013号 第1014号 シフトーンなど 第1004号 第2008号 防火ウォール用 — (略)第1425号 柚木目	裏面紙 裏面紙 表面紙 裏面紙 表面紙 表面紙 表面紙 母材 表面紙

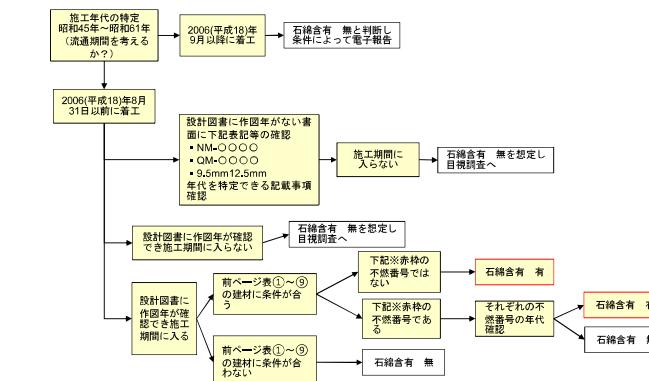
※1 吉野石膏(株)の昭和52年～昭和61年までの吉野耐火ウォールA又はBに使用されていた厚さが15mmでコア中に網の入った製品が該当する。但し、当該製品はボード裏面にJISマーク及び不燃材料認定マークが印刷されておらず、マークの印刷がないものが該当する。

※2 チヨダワーテ(株)の昭和52年～昭和56年までのエースボードR(エースウォール)(厚さ12mm)の製品が該当する。当該製品は、表面が化粧柄印刷され、裏面に社名表示が千代田建材工業(株)で防火材料認定番号が四角形で押印されている。

※3 赤枠  
吉野石膏株式会社ホームページ (<https://yoshino-gypsum.com/pdf/etc/asubesuto.pdf>)

第2014号、第2019号及び第1004号は、アスベストを使用していない製品も同じ番号となる期間がありますので使用時期の特定が必要です。

43

**せっこうボード書面調査のフロー図**

吉野石膏株式会社ホームページ (<https://yoshino-gypsum.com/pdf/etc/asubesuto.pdf>)  
第2014号、第2019号及び第1004号は、アスベストを使用していない製品も同じ番号となる期間がありますので使用時期の特定が必要です。

データ等の転用等の禁止 44